

第95回

定時株主総会招集ご通知

■日 時：2020年6月19日(金曜日)午前10時

■場 所：大阪市西区立売堀五丁目7番27号
本社7階大ホール
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

ご郵送の場合：2020年6月18日(木曜日)午後5時到着分まで

■決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役5名選任の件

新型コロナウイルスに関するお知らせ

本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染拡大状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。また本株主総会の議決権行使は、書面による方法もございますので、そちらのご利用も併せてご検討ください。

本株主総会における感染予防の対応に関する詳細は下記ウェブサイトにてご確認ください。

<http://www.sugi-net.co.jp/>

お土産の配布中止について

本株主総会にご出席の株主様へのお土産は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、配布を取りやめさせていただきます。

何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



杉本商事株式会社

証券コード 9932

株 主 各 位

大阪市西区立売堀五丁目7番27号

杉本商事株式会社

代表取締役
社長執行役員 杉本 正 広

第95回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第95回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいまして同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年6月18日（木曜日）午後5時00分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月19日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 大阪市西区立売堀五丁目7番27号 本社7階大ホール
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第95期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）事業報告および連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第95期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役5名選任の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
また、資源節減のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申しあげます。

- ◎本招集ご通知に提供すべき書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」・「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」・「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上のウェブサイト（アドレス <http://www.sugi-net.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書類には記載しておりません。
- なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書を、それぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本招集ご通知の添付書類に記載されたものの他、上記のインターネット上の当社のウェブサイトに掲載された事項も含まれております。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類、連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社のウェブサイト（アドレス <http://www.sugi-net.co.jp>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(自 2019年4月1日)
(至 2020年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、後退局面にまでは至っていないものの、引き続き各種指標に強弱入り混じる停滞感が強い状況でありました。第3四半期までは、良好な雇用・所得環境が内需、国内個人消費を下支えしており、国内の人手不足、資源高・原材料高や消費税率の引き上げに加え、米中の貿易摩擦の激化、イランを始めとする中東情勢の緊迫化等海外の政治・経済動向の不確実性による外需の弱さによる企業業績の伸び悩みをカバーしていました。一方、設備投資に関しては、潤沢なキャッシュ・フローを背景に、能力増強投資、省力化投資や研究開発投資等設備投資が引き続き活発でした。

しかし、2月以降の新型コロナウイルスの国内海外を問わない感染拡大により、経済環境は一変し、株式金融市場はリーマンショックに比肩する混乱が発生し、製造業、非製造業によらず企業の現状及び先行きの景況感は大きく悪化しました。

このような状況のもと当社グループは、創業100周年(2021年)に向けた第二次中期経営計画『Sincerity to 100』の基本的な考え方である「対面営業、課題解決型の提案営業の充実・拡大を図ると同時に顧客の業務効率化ニーズにも対応できるインフラを整備・活用する。」に基づき、新規出店及び新規顧客獲得、顧客深耕、新規商品投入及び重点取扱商品拡大等の重点施策を着実に推進し、企業価値の一層の向上に取り組んでまいりました。その結果、当連結会計年度は、売上高438億90百万円(前年同期比3.4%減)、経常利益29億29百万円(前年同期比11.1%減)、親会社株主に帰属する当期純利益18億94百万円(前年同期比15.0%減)となりました。

セグメントの業績を示すと次のとおりであります。

当社グループは、営業所単位で独立採算の営業を展開しており、営業所単位で財務情報が入手可能であり、取締役会では、経営の判断、業績の評価・検討を営業所単位で行っております。当社グループの取扱商品は測定器具・機械器具を中心に工場等で使用される機械、工具、工場用品、消耗品等を販売しております。

当社グループの営業方針は、地域密着型の営業であり、新規の営業所開設、拡張、廃止は地域性を重視して判断・検討を行っております。また、営業戦略も地域性を重視して立案・活動を行っております。従って、個々の営業所を販売地域別に集約して報告セグメントとしております。

(東部)

東部では、自動車関連製造業が米中貿易摩擦等海外経済動向の不透明さを受け振るわない中、新規得意先の開拓、食品・窯業等営業対象業種の多角化に努めました。設備投資に関しても、更新・省力化等最低限のものに限られており、低調に推移いたしました。

この結果、当セグメントの売上高は105億33百万円（前年同期比2.1%増）、セグメント利益は5億69百万円（前年同期比10.0%減）となりました。

(中部)

中部では、主要な得意先業種である自動車関連及び鉄鋼、工作機械関連製造業の生産量が減少している中、半導体電機電子部品関連産業の一部に明るい兆しが見えつつありましたが、年明け以降の新型コロナウイルスの感染拡大を受け、自動車関連を中心に工場の休止・一部閉鎖の動きもあり低調な結果に終わりました。設備投資に関しても景気の先行き不透明感を受け、延期・凍結の動きが多く見られました。

この結果、当セグメントの売上高は121億64百万円（前年同期比7.8%減）、セグメント利益は6億73百万円（前年同期比20.9%減）となりました。

(西部)

西部では、半導体向け等国内製造業の更新設備投資、省力化投資への動きが一部ではあったものの、米中貿易摩擦、消費税率引き上げ等国内外の経済環境の不透明感を背景に、受注、生産量の落ち込みが続いていたところに、年明け以降の新型コロナウイルスの感染拡大が加わり総じて低調な結果に終わりました。

この結果、当セグメントの売上高は201億42百万円（前年同期比3.4%減）、セグメント利益は12億10百万円（前年同期比7.9%減）となりました。

（海外）

海外では、昨年来の米中間の貿易摩擦の影響で主力の東南アジア地域の景況感が鈍化する中で、昨年末に発生した新型コロナウイルスの感染の影響による各国の行動制限により、さらに悪化する厳しい状況が続きましたが、対米ドルの為替相場が比較的安定していたことなどもあり、輸出全体としては対前年同水準で推移いたしました。

この結果、当セグメントの売上高は10億50百万円（前年同期比0.1%減）、セグメント利益は75百万円（前年同期比2.0%増）となりました。

（注）上記の金額は消費税を含んでおりません。

（2）設備投資の状況

当連結会計年度の主な設備投資の総額は5億43百万円で、その主要なものは、明石営業所用地・千葉営業所用地の購入、大森営業所の改修及びシンクライアント（VDI）基盤、システムの基幹基盤の導入によるものであります。

（3）資金調達の状況

該当事項はありません。

（4）事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

（5）他の会社の事業の譲受けの状況

当社は、取扱い商品の充実と販売拡大を目的として、2019年6月29日付けで日本電産シンボ株式会社より計測器販売事業を譲り受けております。

（6）吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

（7）他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、IT技術の進展による新製品、新技術の開発が行われ、精密機器、精密工具等機械工具販売業界に対するニーズも多様化しております。同時に情報化社会の発達に伴い、その流通形態にも大きな変化をもたらしております。

当社グループといたしましては、グループ各社の個々の強みを生かしつつ、様々な業種の多様なニーズに応えるべく、取扱商品の多様化を進めると同時に、専門性の高い知識を活かした提案力の強化を図ることに努めると同時に、ICT技術の積極的導入を図り、グループ内の情報の共有化、業務の効率化と迅速化を図ってまいります。

一方、今般の新型コロナウイルスの感染拡大に伴う当社を取り巻く環境への影響は甚大なものがあります。全世界的に経済はかつてのリーマンショックによる影響を上回る規模での悪化が懸念され、当社の主要な得意先である自動車関連をはじめとする国内製造業の業績は下方修正を余儀なくされています。こうした未曾有の危機的な事態を迎えて、当社グループとしては、当面の間、感染リスク対策に万全を尽くしながら、その中でも取引先のニーズに最大限応えるべく事業継続の努力を行うとともに、コスト削減や感染収束後の回復に向けた準備を実施してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 財産及び損益の状況

区 分	第92期 2017年3月	第93期 2018年3月	第94期 2019年3月	第95期 (当連結会計年度) 2020年3月
売上高(百万円)	41,597	44,315	45,417	43,890
経常利益(百万円)	2,466	2,894	3,297	2,929
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	1,648	1,913	2,227	1,894
当期純利益(百万円)	1,648	1,913	2,227	1,894
1株当たり当期純利益	147円59銭	173円07銭	201円47銭	177円01銭
総資産(百万円)	34,087	35,923	37,044	36,535
純資産(百万円)	28,265	29,805	31,125	31,093
1株当たり純資産額	2,556円23銭	2,695円54銭	2,814円91銭	2,945円22銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

2. 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正の適用に伴う変更

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を第94期の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社及び関連会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社スギモト	150,000千円	100%	機械工具卸

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容

- ① 測定工具、測定機器、試験機、切削工具、電動空気動工具、作業工具の販売
- ② 工作機械、工作機械補用機器、空圧油圧機器、伝導装置用機器、荷役運搬機械の販売
- ③ 産業用・家庭用電気機械器具、事務用・通信用機器、設計製図用機器の販売

(12) 主要な事業所及び店舗

1. 当社

① 本社 (大阪市)

② 物流

東部物流センター

中部物流センター

西部物流センター

③ 営業所

[西部営業部]

日測営業所

広島営業所

四国営業所

九州営業所

貿易部

名古屋営業所

岡崎営業所

北陸営業所

[東部営業部]

大森営業所

埼玉営業所

両毛営業所

厚木営業所

東北営業所

新潟営業所

浜松営業所

長野営業所

[第一直需西営業部]

日之出営業所

十三営業所

平野営業所

淡路営業所

倉敷営業所

姫路営業所

[第一直需東営業部]

枚方営業所

栗東営業所

奈良営業所

上野営業所

八日市営業所

京都営業所

松阪営業所

[第二直需営業部]

堀田営業所

小牧営業所

美濃加茂営業所

大垣営業所

稲沢営業所

大府営業所

尾張旭営業所

伊那営業所

[第三直需営業部]

川崎営業所

土浦営業所

鹿嶋営業所

宇都宮営業所

御殿場営業所

千葉営業所

相模原営業所

小山営業所

仙台営業所

2. 株式会社スギモト

① 本 社 (尼崎市)

② 営 業 所

[営業1部]

尼崎営業所1課

尼崎営業所2課

東大阪営業所

岸和田営業所

[営業2部]

西宮営業所

三田営業所

淡路営業所

明石営業所

小野営業所

[営業3部]

姫路営業所

京都営業所

福知山営業所

滋賀営業所

甲西営業所

彦根営業所

大垣営業所

鈴鹿営業所

広島営業所

(13) 従業員の状況

従 業 員	前連結会計年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
522名	12名増	38.6歳	12.8年

(注) 従業員数には雇員2名、嘱託24名を含めております。

(14) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(15) 企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|--------------|------------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 28,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 11,399,237株(自己株式842,077株を含む) |
| (3) 株主数 | 7,990名 |
| (4) 大株主 | |

株主名	持株数	持株比率
杉 本 正 広	533,315 株	5.1 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	509,900	4.8
杉 本 利 夫	272,472	2.6
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	255,000	2.4
杉 本 直 広	251,274	2.4
杉 本 栄 作	232,311	2.2
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	214,700	2.0
杉 本 商 事 従 業 員 持 株 会	203,689	1.9
株 式 会 社 愛 知 銀 行	198,000	1.9
畑 井 三 雄	167,222	1.6

(注) 持株比率は自己株式(842,077株)を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当社の使用人、子会社の役員及び使用人に対し事業年度中に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等(2020年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員	杉 本 正 広	営業本部長 兼 株式会社スギモト取締役
取 専務執行役員	阪 口 尚 作	管理本部長 兼 株式会社スギモト監査役
取 常務執行役員	杉 本 利 夫	経営企画部長 兼 S E 推進部長
取 常務執行役員	杉 本 直 広	株式会社スギモト代表取締役社長
取 締 役	宮 地 亀 三	
常 勤 監 査 役	川 端 一 弥	
監 査 役	伴 純 之 介	伴 法 律 事 務 所 弁 護 士
監 査 役	梅 野 外 次	梅 野 外 次 税 理 士 事 務 所 税 理 士

- (注) 1. 取締役宮地亀三氏は、社外取締役であります。
 2. 常勤監査役川端一弥氏は、金融機関における長年の経験から財務及び会計に関する相当程度の知識を有するものであります。
 3. 監査役川端一弥氏、伴純之介氏及び梅野外次氏は、社外監査役であります。
 4. 取締役宮地亀三氏、監査役川端一弥氏及び伴純之介氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
 5. 監査役梅野外次氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 6. 監査役伴純之介氏は伴法律事務所で弁護士として、監査役梅野外次氏は梅野外次税理士事務所
 7. 当社は執行役員制度を導入しております。執行役員の役位、担当は下記のとおりであります。

氏 名	役 位	担 当
土 師 圭 介	執 行 役 員	総務部長兼コンプライアンス室長
長 谷 川 順 一	執 行 役 員	営 業 推 進 部 長
森 浦 啓 輔	執 行 役 員	第 二 直 需 営 業 部 長
今 中 博 幸	執 行 役 員	第 三 直 需 営 業 部 長
可 児 紀 英	執 行 役 員	第 一 直 需 東 営 業 部 長
友 近 宏	執 行 役 員	経 理 部 長
門 脇 孝 至	執 行 役 員	東 部 営 業 部 長
小 沢 一 彰	執 行 役 員	第 一 直 需 西 営 業 部 長
杉 本 正 行	執 行 役 員	西 部 営 業 部 長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員と会社法第427条第1項の定めに基づき同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	4名 (1名)	139,040千円 (6,800千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	16,040千円 (16,040千円)
合 計 (うち社外役員)	7名 (4名)	155,080千円 (22,840千円)

- (注) 1. 2006年6月16日開催の第81回定時株主総会において取締役の報酬限度額は、年額300,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない) 監査役の報酬限度額は、年額40,000千円以内と決議いただいております。また別枠で、2011年6月17日開催の第86回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額36,000千円以内と決議いただいております。なお、取締役の個々の報酬につきましては、上記範囲内で会社の業績、社会情勢、同業他社の動向ならびに各取締役の職責及び成果を勘案して代表取締役が原案を作成し、取締役会において承認することとしております。
2. 当事業年度末現在の人員は、取締役5名(うち社外取締役1名)、監査役3名(全員社外監査役)であります。上記の支給人員と相違しているのは、無報酬の取締役が1名存在しているためであります。
3. 上記の報酬額には、以下のものが含まれております。
当事業年度中に役員賞与として未払金に計上した取締役4名に対し24,300千円及び監査役3名に対し1,700千円。
4. 当社は、2008年6月20日開催の第83回定時株主総会終結の時をもって取締役、監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同総会終結後引き続いて在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人と当社の関係

伴法律事務所、梅野外次税理士事務所と当社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 宮 地 亀 三	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席いたしました。経営全般について大所高所から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役 川 端 一 弥	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。常勤監査役として、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための監査を行うと共に発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 伴 純之介	当事業年度に開催された取締役会17回のうち12回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。弁護士として専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 梅 野 外 次	当事業年度に開催された取締役会17回のうち12回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。税理士として専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名 称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27,300千円
② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の 合計額	27,300千円

- (注) 1. 当社の監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認、検証した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないことから、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の適格性、信頼性、独立性を害する事由等の発生により、適正な職務の執行及び監査品質の保持に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を目的とする議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任監査法人トーマツは、会社法第427条第1項の定めに基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、その職務を行うにつき悪意又は重大な過失があった場合を除き、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとなっております。

6. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は現時点では、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては、特に定めておりません。

一方で、大量株式取得行為のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えており、今後の法制度の整備や社会的な動向も見極めつつ、今後も慎重に検討を行ってまいります。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、堅実な財務体質と安定した経営基盤を誇りとしており、配当政策を経営における最重要政策のひとつと位置付けております。株主各位には、継続的かつ安定的な配当を念頭に置きながら、財政状態、利益水準、および配当性向等を総合的に勘案して適正な利益還元を目標としております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

また、内部留保金につきましては、将来を見据えた投資や企業体質の一層の強化のために活用してまいりたいと考えております。

当該事業年度の剰余金の配当につきましては、配当性向30%以上を公約しており、1株につき40円とさせていただきます。なお、中間配当金1株につき40円を実施いたしておりますので、当期の年間配当金は1株につき80円となります。この結果、当期の配当性向は45.2%となります。

-
- (注) 1. 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。
2. 本事業報告中の記載金額には、消費税等が含まれておりません。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
〔流動資産〕	24,400,275	〔流動負債〕	4,886,616
現金及び預金	7,756,118	買掛金	3,583,926
受取手形及び売掛金	11,059,043	未払金	225,047
電子記録債権	3,655,426	未払費用	479,975
商品の他	1,795,478	未払法人税等	427,250
その他の	135,840	未払消費税等	62,501
貸倒引当金	△1,631	その他の	107,916
〔固定資産〕	12,135,276		
(有形固定資産)	8,212,679	〔固定負債〕	555,772
建物	2,454,018	長期未払金	260,685
構築物	24,995	長期預り保証金	151,492
車両運搬具	79,307	退職給付に係る負債	143,402
工具器具備品	170,533	その他の	192
土地	5,380,044		
建設仮勘定	103,780		
(無形固定資産)	684,428	負債合計	5,442,389
電話加入権	38,894	純資産の部	
ソフトウェア	104,838	科 目	金 額
のれん	528,045	〔株主資本〕	30,445,338
ソフトウェア仮勘定	12,650	資本金	2,597,406
(投資その他の資産)	3,238,168	資本剰余金	2,529,295
投資有価証券	2,505,643	利益剰余金	26,719,840
出資金	14,890	自己株式	△1,401,204
退職給付に係る資産	326,291	〔その他の包括利益累計額〕	647,824
差入保証金	243,286	その他有価証券評価差額金	641,340
繰延税金資産	74,037	退職給付に係る調整累計額	6,484
その他	89,886		
貸倒引当金	△15,866	純資産合計	31,093,163
資産合計	36,535,552	負債・純資産合計	36,535,552

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2019年4月1日
至 2020年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		43,890,514
売 上 原 価		35,555,590
売 上 総 利 益		8,334,924
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,806,442
営 業 利 益		2,528,481
[営 業 外 収 益]		
受 取 利 息	1,347	
受 取 配 当 金	54,218	
仕 入 割 引	314,552	
不 動 産 賃 貸 料	97,441	
そ の 他	21,344	488,905
[営 業 外 費 用]		
支 払 利 息	1,419	
売 上 割 引	76,277	
そ の 他	10,174	87,871
経 常 利 益		2,929,515
[特 別 利 益]		
固 定 資 産 売 却 益	2,369	2,369
[特 別 損 失]		
固 定 資 産 除 売 却 損	26,097	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	1,272	
減 損 損 失	19,868	
会 員 権 評 価 損	4,350	51,589
税金等調整前当期純利益		2,880,294
法人税、住民税及び事業税	929,630	
法人税等調整額	55,958	985,589
当 期 純 利 益		1,894,705
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		1,894,705

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
〔流動資産〕	21,034,279	〔流動負債〕	4,129,305
現金及び預金	6,696,580	買掛金	3,068,800
受取手形	2,101,608	未払金	177,379
電子記録債権	3,108,116	未払費用	412,975
売掛金	7,235,007	未払法人税等	336,100
商品	1,772,718	未払消費税等	30,813
前払費用	22,108	前受金	75,179
その他の	99,383	預り金	16,864
貸倒引当金	△1,244	前受収益	2,744
		その他の	8,448
〔固定資産〕	12,866,983	〔固定負債〕	455,473
(有形固定資産)	7,419,151	長期未払金	153,635
建物	2,244,786	長期預り保証金	151,492
構築物	24,098	退職給付引当金	150,153
車両運搬具	79,307	その他	192
工具器具備品	165,849		
土地	4,821,576	負債合計	4,584,778
建設仮勘定	83,533	純資産の部	
		科 目	金 額
(無形固定資産)	651,986	〔株主資本〕	28,765,436
電話加入権	31,611	資本金	2,597,406
ソフトウェア	79,679	資本剰余金	2,529,295
のれん	528,045	資本準備金	2,513,808
ソフトウェア仮勘定	12,650	その他資本剰余金	15,486
(投資その他の資産)	4,795,846	利益剰余金	25,039,938
投資有価証券	1,631,394	利益準備金	260,979
関係会社株式	2,493,927	その他利益剰余金	24,778,958
出資金	11,680	固定資産圧縮積立金	153,689
長期前払費用	25,356	別途積立金	20,550,000
前払年金費用	313,770	繰越利益剰余金	4,075,268
差入保証金	177,556	自己株式	△1,401,204
繰延税金資産	136,165	〔評価・換算差額等〕	551,048
その他の	21,861	その他有価証券評価差額金	551,048
貸倒引当金	△15,866	純資産合計	29,316,484
資産合計	33,901,263	負債・純資産合計	33,901,263

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2019年 4月 1日
至 2020年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		37,711,203
売 上 原 価		30,786,473
売 上 総 利 益		6,924,729
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,836,175
営 業 利 益		2,088,554
[営 業 外 収 益]		
受 取 利 息	1,330	
受 取 配 当 金	43,301	
仕 入 割 引	263,230	
不 動 産 賃 貸 料	97,801	
そ の 他	16,076	421,740
[営 業 外 費 用]		
支 払 利 息	1,419	
売 上 割 引	73,780	
そ の 他	9,168	84,368
経 常 利 益		2,425,925
[特 別 利 益]		
固 定 資 産 売 却 益	2,369	2,369
[特 別 損 失]		
固 定 資 産 除 売 却 損	26,097	
減 損 損 失	12,017	
会 員 権 評 価 損	3,490	41,605
税 引 前 当 期 純 利 益		2,386,688
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	767,572	
法 人 税 等 調 整 額	54,507	822,079
当 期 純 利 益		1,564,608

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

杉本商事株式会社

2020年5月19日

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

関西事業部 大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松尾 雅 芳 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西 方 実 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、杉本商事株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、杉本商事株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

杉本商事株式会社

2020年5月19日

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

関西事業部 大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松尾雅芳 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西方実 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、杉本商事株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第95期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第95期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人有限責任監査法人トーマツからその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた「監査役監査基準」に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会、所長会議その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人有限責任監査法人トーマツが独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、同会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、同会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書作成時点において取締役等から内部統制は「有効」である旨、また会計監査人有限責任監査法人トーマツから「開示すべき重要な不備は認識していない」旨の報告を受けております。今後ともその構築、整備及び運用については、継続して強化改善に取り組むことが重要であると考えております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月21日

杉本商事株式会社 監査役会

常勤監査役	川 端 一 弥	Ⓜ
社外監査役	伴 純之介	Ⓜ
社外監査役	梅 野 外 次	Ⓜ

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、配当政策を経営における最重要政策のひとつと位置付けております。第95期の期末配当につきましては、継続的かつ安定的な配当を念頭に置きながら、財政状態、利益水準、および配当性向等を総合的に勘案しております。また、内部留保金につきましては、将来を見据えた投資や企業体質の一層の強化のために活用してまいりたいと考えております。

なお、中間配当金として40円をお支払いしておりますので、年間配当金は1株につき80円となります。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割り当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金 40 円 総額 422,286,400円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月22日

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、あらためて取締役5名（うち社外取締役1名）の選任をお願いするものがあります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	<p>すぎもと まさひろ 杉本正広 (1950年12月10日生)</p> <p>「再任」</p>	<p>1974年3月 当社入社 1985年12月 当社取締役就任 1990年6月 当社常務取締役就任 1996年6月 当社代表取締役専務就任 2000年6月 当社代表取締役社長営業本部長就任 2014年12月 ㈱スギモト取締役就任（現任） 2019年4月 当社代表取締役社長執行役員営業本部長就任（現任）</p>	533,315株
<p>〔取締役候補者とした理由〕 同氏は、代表取締役としての任務を通じて、当社の事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有しています。また当社取締役就任以降企業経営に長年従事しその間職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>			
2	<p>さかぐち しょうさく 阪口尚作 (1951年6月10日生)</p> <p>「再任」</p>	<p>1974年3月 当社入社 1990年3月 十三営業所長 2004年10月 第一直営営業部長 2005年6月 当社取締役就任 2009年4月 当社常務取締役管理本部長就任 2014年12月 ㈱スギモト監査役就任（現任） 2016年6月 当社専務取締役管理本部長就任 2019年4月 当社取締役専務執行役員管理本部長就任（現任）</p>	24,650株
<p>〔取締役候補者とした理由〕 同氏は、管理本部長としての任務を通じて、当社の事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有しています。また当社取締役就任以降企業経営に長年従事し、その間職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
3	すぎもと とし お夫 杉本利夫 (1958年9月18日生) 「再任」	1981年4月 当社入社 1991年4月 SE推進部長(現任) 1991年6月 当社取締役就任 2008年6月 当社常務取締役経営企画部長就任 2019年4月 当社取締役常務執行役員経営企画部長就任(現任)	272,472株
〔取締役候補者とした理由〕 同氏は、経営企画部長、SE推進部部长としての任務を通じて、当社の事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有しています。また当社取締役就任以降企業経営に長年従事しその間職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。			
4	すぎもと なお ひろ 杉本直広 (1959年3月18日生) 「再任」	1981年4月 ユアサ商事(株)入社 1985年4月 杉本機工(株)(現株スギモト)入社 1991年12月 同社取締役就任 2006年3月 同社代表取締役社長就任(現任) 2014年12月 当社常務執行役員就任 2015年6月 当社常務取締役就任 2019年4月 当社取締役常務執行役員就任(現任)	251,274株
〔取締役候補者とした理由〕 同氏は、株式会社スギモトの代表取締役として、会社経営に関し、豊富な経験と高度な知識を有しています。また同社の取締役就任以降企業経営に長年従事しその間職務を適切に遂行していることから、当社取締役としても適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。			
5	みや じ かめ ぞう 宮地亀三 (1944年11月24日生) 「再任」	1967年4月 タキロン(株)(現タキロンシーアイ(株))入社 1998年6月 同社取締役就任 2006年6月 同社取締役兼専務執行役員就任 2010年6月 同社名誉顧問(現任) 2011年6月 当社社外取締役就任(現任)	4,500株
〔社外取締役候補者とした理由〕 同氏は、長年にわたりタキロン(株)の経営にたずさわられており、豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に的確な助言をいただき当社のコーポレートガバナンスの強化に寄与していただくためであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 宮地亀三氏は社外取締役候補者であります。同氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって9年になります。
3. 社外取締役候補者としての独立性について
- (1) 宮地亀三氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（取締役報酬は除く。）を受ける予定はなく、また過去2年間受けていたこともありません。
- (2) 宮地亀三氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
- (3) 宮地亀三氏は東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、再任された場合は引き続き独立役員となる予定であります。
4. 社外取締役との責任限定契約について
- 当社では、社外取締役とは責任限定契約の締結をしております。宮地亀三氏が選任された場合は当該契約を継続する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。
- (1) 社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- (2) 上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市西区立売堀五丁目7番27号
杉本商事株式会社 本社7階大ホール
電話06-6538-2661



交 通 地下鉄中央線・千日前線 阿波座駅
5番出口より南へ徒歩3分

(駐車場の準備はいたしていませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。)